

平成27年5月8日から

平成27年5月8日まで

標茶町議会
第2回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

平成27年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

第1号(5月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
仮議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
選挙第1号 議長選挙について	3
選挙第2号 副議長選挙について	5
議席の指定	6
選任第1号 常任委員会委員の選任について	7
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について	8
諸般報告	8
選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について	8
選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について	9
選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について	10
行政報告及び諸般報告	11
報告第3号 専決処分した事件の承認について	12
報告第4号 専決処分した事件の承認について	22
報告第5号 専決処分した事件の承認について	24
日程の追加	26
議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	26
議案第45号 監査委員の選任について	27
日程の追加	28
閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)	28
閉議の宣告	29
閉会の宣告	29

平成27年第2回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年5月8日（火曜日） 午前10時04分開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期決定
- 第 4 選挙第1号 議長選挙について
- 第 5 選挙第2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定
- 第 7 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
諸般報告
- 第 9 選挙第3号 川上郡衛生処理組合議会議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 釧路北部消防事務組合議会議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について
- 第12 行政報告及び諸般報告
- 第13 報告第3号 専決処分した事件の承認について
- 第14 報告第4号 専決処分した事件の承認について
- 第15 報告第5号 専決処分した事件の承認について
- 追 加 議案第44号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追 加 議案第45号 監査委員の選任について
- 追 加 閉会中継続調査の申し出について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 松下哲也君 | 2番 渡邊定之君 |
| 3番 熊谷善行君 | 4番 鈴木裕美君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 川村多美男君 |
| 7番 櫻井一隆君 | 8番 本多耕平君 |
| 9番 舘田賢治君 | 10番 深見迪君 |
| 11番 後藤勲君 | 12番 平川昌昭君 |
| 13番 黒沼俊幸君 | |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政課参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	松本修君
保健福祉課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	狩野克則君
水道課長	細川充洋君
育成牧場長	類瀬光信君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教育管理課長	穂刈武人君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
会計管理者	今敏明君
農委事務局長	村山裕次君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
事務局次長	中島吾朗君

(臨時議長 黒沼俊幸君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 臨時議長(黒沼俊幸君) ただいまから平成27年標茶町議会第2回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時04分)

◎開議の宣告

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
1番・松下君、 2番・渡邊君、 3番・熊谷君
を指名いたします。

◎会期決定

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第3、会期決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 臨時議長(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号

- 臨時議長(黒沼俊幸君) 日程第4、これより選挙第1号、議長選挙を行います。
選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。
議場の閉鎖を命じます。
○臨時議長(黒沼俊幸君) ただいまの出席議員数は13名です。
次に、立会人を指名いたします。

立会人は会議規則第30条第2項の規定により、3番・熊谷君、8番・本多君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 配付漏れは、ないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会議務局長、投票箱を改める。)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 異常ないものと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を命じます。

議会議務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会議務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会議務局長（佐藤弘幸君） 1番・松下議員、2番・渡邊議員、3番・熊谷議員、4番・鈴木議員、5番・菊地議員、6番・川村議員、7番・櫻井議員、8番・本多議員、9番・館田議員、10番・深見議員、11番・後藤議員、12番・平川議員、13番・黒沼議員は議長席で行います。

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

熊谷君、本多君の立会を求めます。

(議会議務局長及び立会人と開票)

○臨時議長（黒沼俊幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数13票、無効票なしであります。

有効投票のうち、館田君8票、菊地君3票、深見君2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、館田君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○臨時議長（黒沼俊幸君） ただいま議長に当選されました館田君が議場におりますので、

会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

(休憩中に、館田賢治君議長就任挨拶)

再開 午前10時21分

○臨時議長（黒沼俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、臨時議長の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時31分

(議長 館田賢治君、議長席に着く。)

◎選挙第2号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、これより選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙は、会議規則運用細則第33項の規定により、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（館田賢治君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第30条第2項の規定により、3番・熊谷君、8番・本多君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(職員、投票用紙を配付)

○議長（館田賢治君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） 配付もれはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(議会事務局長、投票箱を改める。)

○議長（館田賢治君） 異常ないものと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読上げますので、順番に投票願います。

(議会事務局長、議席番号、氏名を点呼。投票を行う。)

○議会事務局長(佐藤弘幸君) 1番・松下議員、2番・渡邊議員、3番・熊谷議員、
4番・鈴木議員、5番・菊地議員、6番・川村議員、7番・櫻井議員、8番・本多議員、
10番・深見議員、11番・後藤議員、12番・平川議員、13番・黒沼議員、9番・館田議長は
議長席で行います。

○議長(館田賢治君) 投票もれはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) 投票もれはないものと認めます。

投票は終了いたしました。

これより開票を行います。

熊谷君、本多君の立会を願います。

(議会事務局長及び立会人と開票)

○議会事務局長(佐藤弘幸君) 開票を行います。

○議長(館田賢治君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票数13票、無効票なしであります。

有効投票のうち、菊地君10票、深見君2票、黒沼君1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、菊地君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

○議長(館田賢治君) ただいま副議長に当選されました菊地君が議場におりますので、
会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時42分

(休憩中に、菊地誠道君副議長就任挨拶)

再開 午前10時58分

◎議席の指定

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

1 番・櫻井君、2 番・後藤君、3 番・熊谷君、4 番・深見君、5 番・黒沼君、6 番・松下君、7 番・川村君、8 番・渡邊君、9 番・鈴木君、10 番・平川君、11 番・本多君、12 番・菊地君、13 番・館田です。

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたしましたので、それぞれ指定された議席にお着きください。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 21 分

◎選任第 1 号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、選任第 1 号を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、総務経済委員会委員に 1 番・櫻井君、5 番・黒沼君、6 番・松下君、8 番・渡邊君、10 番・平川君、11 番・本多君、13 番・館田。

厚生文教委員会委員に、2 番・後藤君、3 番・熊谷君、4 番・深見君、7 番・川村君、9 番・鈴木君、12 番・菊地君を指名いたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午後 1 時 15 分

◎選任第 2 号

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、選任第 2 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、標茶町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、2 番・後藤君、3 番・熊谷君、4 番・深見君、5 番・黒沼君、6 番・松下君、11 番・本多君、12 番・菊地君、以上の 7 名の諸君を議会運営委員に指名いたしたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時41分

◎諸般報告

○議長(館田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議長から諸般報告を行います。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

総務経済委員会委員長には本多君、副委員長には櫻井君。厚生文教委員会委員長には熊谷君、副委員長には深見君。議会運営委員会委員長には黒沼君、副委員長には後藤君。

以上のおおりの、互選された旨の報告がありました。

以上で、諸般報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長(館田賢治君) 日程第9、選挙第3号、川上郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

本件については、川上郡衛生処理組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

川上郡衛生処理組合議会議員に1番・櫻井君、6番・松下君、8番・渡邊君、9番・鈴木君、10番・平川君。

以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番・櫻井君、6番・松下君、8番・渡邊君、9番・鈴木君、10番・平川君が川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま川上郡衛生処理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第3号を終了いたします。

◎選挙第4号

○議長(館田賢治君) 日程第10、選挙第4号、釧路北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路北部消防事務組合議会規約第5条第2項の規定により、組合議員3名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路北部消防事務組合議会議員については、2番・後藤君、4番・深見君、5番・黒

沼君。

以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました3名の諸君を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2番・後藤君、4番・深見君、5番・黒沼君が釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路北部消防事務組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第4号を終了いたします。

◎選挙第5号

○議長(館田賢治君) 日程第11、選挙第5号、釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、釧路公立大学事務組規約第5条第2号及び第6条第1項の規定により、組合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

釧路公立大学事務組合議会議員については、2番・後藤君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました2番・後藤君を当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、釧路公立大学事務組合議会議員に2番・後藤君が当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました2番・後藤君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、選挙第5号を終了いたします。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（館田賢治君） 日程第12、行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由と併せて行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） まずもって、議員各位におかれましては、先の町議会議員選挙において、当選の榮譽を担われましたことを、心からお喜びを申し上げます。

これからも、誰もが健康で安心して暮らすことのできる町を目指し、町の発展とより安全なより便利なより快適な暮らしの実現に向けて、これまで築き上げてきた、共に知恵を出し合い共に汗を流し共に支えあう協働の町づくりの更なる前進に向けて、取り組んでまいりますので、いっそうのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

第2回臨時町議会の開催にあたりまして、その招集理由並びに行政報告について申し上げます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、去る4月26日執行の標茶町議会議員選挙において、新たな町議会議員が決定したことに伴い、議会構成の諸手続きが必要であることと併せ、先に専決処分をいたしました「標茶町税条例等の一部改正」、「標茶町国民健康保険税条例の一部改正」及び「標茶町手数料徴収条例の一部改正」について、ご報告申し上げ、その承認をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。

第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと思います。

なお、次の1点について補足いたします。

「林野火災の発生」についてであります。

去る4月28日に発生しました林野火災について、ご報告いたします。

出火場所は、標茶町字阿歴内30番地1、阿歴内ファーム付近の牧草地です。

午後3時48分に標茶消防署より林野火災への職員動員要請を受け、直ちに職員を招集し、午後4時00分、7班35名の職員を出動させております。

標茶消防署員・団員36名のほか、警察署員を含めた総人数82人で対応にあたったところです。

午後5時35分までの間に、約1.12ヘクタールの牧草地及び山野を消失しましたが、人や家畜等に被害はありませんでした。

出火原因については、現在消防で調査中ですが、迅速かつ懸命な消防活動により最小限

の焼損面積にとどめ、心配された立木への延焼も未然に防ぎ、無事消火活動を終了したことをご報告いたします。

以上で本臨時会にあたっての招集理由ならびに行政報告を終わります。

○議長（館田賢治君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） なければ次に議長からの諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（館田賢治君） 日程第13、報告第3号を議題といたします。

本件についての、趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長（武山正浩君）（登壇） 報告第3号の内容について、ご説明いたします。

このたびの町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に交付されたことに伴い、平成27年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものです。

改正内容につきましては、法人町民税均等割りの税率区分の資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一、固定資産税の非課税規定の追加、個人住民税の寄付金控除額の特例の新設、固定資産税の評価替えに伴う特例措置の現行制度の継続、軽自動車税率を軽減するグリーン化特例の創設、二輪車等の軽自動車税率の引き上げが一年延長とされたことなどであります。また、この改正にあわせ条文中の字句の修正もあわせて行っております。

報告第3号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）。

標茶町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例等の一部を改正する条例

（標茶町税条例の一部改正）

第1条 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正するものです。以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。新たに追加するもの、大きな改正のある条文については、改正文も合わせてご説明いたします。議案説明資料の報告第3号資料①1ページをお開きください。

区分、町民税。改正項目1番、均等割りの税率で、条項は条例第31条第2項、改正内容は関係法令改正による規定整理で、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う規定の整理で、資本金または資本準備金を欠損の補填または損失の補填に充てた金額を控除するとともに、余剰金または利益準備金を資本金とした金額を加算することとしたもので、第2項の表第1号ホ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改めるものです。また、法人事業税資本割の課税標準について、現在の課税標準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする見直しが行われ、法人町民税均等割の税率区分の資本金等の額を法人事業税資本割の課税標準に統一されたことによるもので、第1条に1項を追加するものです。

議案の3ページをご覧ください。

中段あたりですが、第4項資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額が」とする。

議案説明資料の1ページへお戻りください。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用は平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、法人の町民税の申告納付で、条項は条例第47条第6項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、参照している法の条文の改正が行われたことによるもので、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改めるものです。施行及び適用は改正項目1番と同じであります。

改正項目3番、法人税割に係る不足税額の納付の手続きで、条項は条例49条第1項から第3項、改正内容は関係法令改正による規定整理と条文中の字句の修正で、条文中の字句の修正は、見出し中「法人税割」を「法人の町民税」に改め、同条第1項中「法第321条の12」を「、法第321条の12」に、「当該通知書に」を「当該通知書の」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第2項中「なお納期限の延長」を「なお、納期限の延長」に、「年14.6パーセント」を「、年14.6パーセント」に改め、同条第3項中「法第321条の11

第1項」を「、法第321条の11第1項」に、「法第321条の8第1項」を「、法第321条の8第1項」に、「当該申告書の提出期限」を「、当該申告書の提出期限」に、「延滞金」を「、延滞金」に改めるものです。また、関係法令改正による規定の整理は、改正項目2番の第47条の改正と同じで、参照している法の条文の改正が行われたことによるもので、第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改めるものです。施行及び適用は改正項目1番と同じであります。

次に、区分、固定資産税。改正項目4番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、条項は条例第56条、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、参照している法の条文の改正が行われたことによるもので、固定資産税の非課税の範囲を規定している法第348条第2項第10号に包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（10号の9）、事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産（10号の10）の2号が追加されたことによるもので、「第10号の9」を「第10号の10」に改めるものです。施行につきましては、平成27年4月1日、適用は平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

改正項目5番、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告で、条項は条例第58条、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、参照している法の条文の改正が行われたことによるもので、固定資産税の非課税の範囲を規定している法第348条第2項第10号に包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産（10号の9）、事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産（10号の10）の2号が追加されたことによるもので、「第10号の9」を「第10号の10」に改めるものです。施行及び適用は改正項目4番と同じであります。

次に、区分、町民税。改正項目6番、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除で、条項は条例附則第7条の3の2第1項、改正内容は関係法令改正による規定の整理で、個人の町民税の住宅借入金等特別控除について、適用期限を居住年が平成29年から平成31年まで2年間延長し、適用年度を平成39年度から平成41年度までとされたもので、消費税10パーセントへの引き上げを平成29年4月1日に1年半延長されたことに伴い、適用期限も同じく延長されたもので、第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改めるものです。施行につきましては、平成27年4月1日、適用は平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、従前の例によるものです。

改正項目7番、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等で、条項は条例附則第9条第1項から第4項及び附則第9条の2、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、ふるさと納税の申告特例について規定を新設したもので、1つ目は、特例控除の上限を、個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げる。2つ目は、確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附

を行う場合は、ワンストップで控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設したことが大きなもので、第9条第1項は、確定申告を行わない給与所得者等は、寄附を行う際、個人住民税課税市町村に対する寄附の控除申請を寄附先の都道府県又は市区町村が寄附者に代わって行うことを要請できることとしたもの。

同条第2項は、前項の規定による要請を行った寄附者が、住所、氏名等に変更があった場合の届出の規定です。

同条第3項は、第1項の要請を受けた寄附先の都道府県又は市区町村は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する規定です。

同条第4項は、寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える都道府県又は市区町村に対して寄附を行った場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらずこの特例が適用されないこと。が新たに規定されたものです。

議案の4ページをお開きください。中段になります。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第33条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の2第4項の規定による申告書の提出(第35条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

議案説明資料の3ページへお戻りください。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用は、町民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

次に、条例附則第9条の2、ふるさと納税の申告特例について規定を新設するもので、前条の特例が適用された場合、都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の3を町民税から、5分の2を道民税から控除するものです。

議案の5ページをお開きください。5ページの一番下になります。

附則第9条の次に次の1条を加える。次のページをお開きください。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

議案説明資料の3ページへお戻りください。3ページの一番下の右側です。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用は、平成28年度以後の年度分の個人の町民税について適用するものです。

次に、区分、固定資産税。改正項目8番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合で、条項は条例附則第10条の2第5項及び第6項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、第5項は、法附則第15条第8項の次に2項追加されたことによる参照条文の改正で、「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第40項」に改めるものです。

第6項は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅で、ある一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年間は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（わがまち特例）を減額することとした上、その対象資産の新築期限を平成29年3月31日まで延長されたものです。

第6項ですが、法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用ですが、第5項の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。第6項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される平成27年

改正法第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

次に、改正項目9番、土地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義で、条項は条例附則第11条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、土地に係る平成27年度から平成29年度の特例措置は現行制度を継続するもので、見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改めるものです。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、従前の例によるものです。

改正項目10番、平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例で、条項は条例附則第11条の2第1項及び第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、土地に係る平成28年度又は平成29年度の特例措置は現行制度を継続するもので、見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改めるものです。

施行及び適用は、改正項目9番と同じであります。

次に、改正項目11番、宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は条例附則第12条第1項から第5項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、宅地等に係る平成27年度から平成29年度の負担調整措置は現行制度を継続するもので、見出し及び同条第1項から第5項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改めるものです。

施行及び適用は、改正項目9番と同じであります。

次に、改正項目12番、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例で、条項は条例附則第13条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、農地に係る平成27年度から平成29年度の負担調整措置は現行制度を継続するもので、見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改めるものです。

施行及び適用は、改正項目9番と同じであります。

次に、区分、特別土地保有税。改正項目13番、特別土地保有税の課税の特例で、条項は条例附則第15条第1項及び第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、課税の特例措置について現行制度を継続するもので、第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改めるものです。

施行につきましては、平成27年4月1日とするものです。

次に、区分、軽自動車税で、改正項目14番、軽自動車税の税率の特例で、条項は、条附則第16条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」を新たに講じるものです。

第1項については、電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10パーセント以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。）について、税率をおおむね100分の75軽減するものです。

条例第81条第2号ア軽自動車の3輪のもの、3,900円を1,000円に、4輪以上のもの、乗用のもので営業用のもの、6,900円を1,800円に、同じく乗用のもので自家用のもの、10,800円を2,700円に、同じく貨物用のもので営業用のもの、3,800円を1,000円に、同じく貨物用のもので自家用のもの、5,000円を1,300円に軽課の税率を定めるものです。

第2項については、平成17年度排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75パーセント以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃料基準値より20パーセント以上燃費性能のよいもの、貨物用のものについては、平成27年度燃費基準値より35パーセント以上燃費性能がよいもの（いずれも、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車に限る。）について、税率をおおむね100分の50軽減するものです。

条例第81条第2号ア軽自動車の3輪のもの、3,900円を2,000円に、4輪以上のもの、乗用のもので営業用のもの、6,900円を3,500円に、同じく乗用のもので自家用のもの、10,800円を5,400円に、同じく貨物用のもので営業用のもの、3,800円を1,900円に、同じく貨物用のもので自家用のもの、5,000円を2,500円に軽課の税率を定めるものです。

第3項については、平成17年度排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75パーセント以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準を満たすもの、貨物用のものについては、平成27年度燃費基準値より15パーセント以上燃費性能のよいもの（いずれも、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車に限り、第2項の規定の適用を受けるものを除く。）について、税率をおおむね100分の25軽減するものです。

条例第81条第2号ア軽自動車の3輪のもの、3,900円を3,000円に、4輪以上のもの、乗用のもので営業用のもの、6,900円を5,200円に、同じく乗用のもので自家用のもの、10,800円を8,100円に、同じく貨物用のもので営業用のもの、3,800円を2,900円に、同じく貨物用のもので自家用のもの、5,000円を3,800円に軽課の税率を定めるものです。

議案の7ページをお開きください。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア、3,900円・1,000円、6,900円・1,800円、10,800円・2,700円、3,800円・1,000円、5,000円・1,300円。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア、3,900円・2,000円、6,900円・3,500円、10,800円・5,400円、3,800円・1,900円、5,000円・2,500円。

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア、3,900円・3,000円、6,900円・5,200円、10,800円・8,100円、3,800円・2,900円、5,000円・3,800円。

議案説明資料の5ページへお戻りください。右の下の方になります。

施行につきましては、平成27年4月1日。適用は、平成28年度分の軽自動車税について適用するものです。

7ページをお開きください。

次ですが、ここからは報告第3号資料①に加え、11ページになりますけれども報告第3号資料②の新旧対照表も合わせてご覧いただきますとわかりやすいと思いますが、改正項目15番、標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)により改正された条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例の改正規定で、条項は、条例附則第16条、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、改正項目14番によりこの条文をグリーン化特例(軽課)の規定とし、平成27年4月1日施行とされたため、平成26年度に改正したこの条文は平成28年4月1日施行となっていることから、その改正条文を改正し、改正項目14番の条文の改正分も含め、改めて重課の規定を明記することとしたものです。

議案の8ページをお開きください。

(標茶町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第81条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア、3,900円・4,600円、6,900円・8,200円、10,800円・12,900円、3,800円・4,500円、5,000円・6,000円。

議案説明資料の7ページへお戻りください。

施行につきましては、平成27年4月1日とするものです。

次に、改正項目16番、標茶町税条例の一部を改正する条例(平成26年標茶町条例第10号)の附則、施行期日で、条項は附則第1項第2号、この度の地方税法等の一部改正により2輪車等の軽自動車税の税率の引き上げが1年延長されたことによる規定の整理で、第1項第2号について、第81条は軽自動車税の税率で、軽自動車全体の税率を規定しているので、今改正により平成27年4月1日施行分を第81条第2号アとし、この規定は軽自動車(2輪、3輪、4輪の乗用、貨物、雪上車)の税率の規定であり、この規定から2輪と雪上車(税率3,600円に係る部分)を除くこととしたものです。

改正前ですが、下線を引いてあるところですが、「第81条の改正規定」を、改正後は「第81条第2号アの改正規定(「2輪のもの(側車付のものを含む。)」及び「専ら雪上を走行するもの」に係る部分を除く。)」に改めるものです。

次に、同項第3号で、第81条第1号の原動機付自転車、第2号アの2輪及び雪上車(税率3,600円に係る部分に限る)、同号イの小型特殊自動車、第3号の2輪の小型自動車を平成28年4月1日施行日の規定に追加するものです。

改正前ですが、同じく下線を引いてあるところですが、「第51条第1項及び」の次に、改正後は「第81条第1号の改正規定、同条第2号ア(「2輪のもの(側車付のものを含む。)」及び「専ら雪上を走行するもの」に係る部分に限る。)及びイの改正規定並びに

同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4項」を「附則第3項第1号、第4項」に改めるものです。

施行につきましては、平成27年3月31日とするものです。

改正項目17番、標茶町税条例の一部を改正する条例（平成26年標茶町条例第10号）の附則、軽自動車税に関する経過措置で、条項は附則第3項及び第5項、第3項は、平成27年度以後の年度分に適用させる部分を第81条第2号ア（2輪と雪上車で（税率3,600円に係る部分）を除くものとし、同項に1号を追加し、第81条第1号の原動機付自転車、第2号アの2輪及び雪上車に係る部分、同号イの小型特殊自動車、第3号の2輪の小型自動車を平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、従前の例によるものとするものです。

改正前ですが、下線を引いてあるところですが、「第81条」を、改正後は「第81条第2号ア（「2輪のもの（側車付のものを含む。）」及び「専ら雪上を走行するもの」に係る部分を除く。）」に改め、次の1号を加えるものです。

議案の10ページをご覧ください。

（1）新条例第81条第1号、第2号ア（「2輪のもの（側車付のものを含む。）」及び「専ら雪上を走行するもの」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案説明資料の9ページへお戻りください。

次に、附則第5項ですが、同項の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改めるものです。

施行につきましては、平成27年4月1日とするものです。

議案の10ページをお開きください。

附則でございますが、先ほどの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第3号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

◎報告第4号

○議長(館田賢治君) 日程第14、報告第4号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

税務課長・武山君。

○税務課長(武山正浩君)(登壇) 報告第4号の内容について、ご説明いたします。

この度の国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行例の一部を改正する政令が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年度分課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、同日付で専決処分したものであります。

改正内容につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の改正、軽減措置に係る5割及び2割軽減判定所得の算定方法の変更などであります。

なお、本件につきましては、4月27日開催の標茶町国民健康保険運営協議会において、報告し、承認をいただいておりますことを申し添えます。

報告第4号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをご覧ください。

専決処分書(写)。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分するものです。

次のページをお開きください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正するものです。

以下内容につきましては、別冊の議案説明資料によりご説明いたします。

議案説明資料報告第4号資料①、15ページをお開きください。

改正項目1番、課税額で、条項は条例第2条第2項及び第3項並びに第4項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、課税標準額を引き上げるもので、第2条第2

項ただし書き中、基礎課税額について51万円を52万円に、同条第3項ただし書き中、後期高齢者支援金等課税額について16万円を17万円に、同条第4項ただし書き中、介護納付金課税額について14万円を16万円にそれぞれ引き上げるものです。

施行は平成27年4月1日、適用は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。

改正項目2番、国民健康保険税の減額で、条項は条例第23条第1項及び同項第2号並びに同項第3号、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、第1項については先の改正項目1番、第2条において限度額の改正がありましたので、基礎課税額について51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額について16万円を17万円に、介護納付金課税額について14万円を16万円に改め、同項第2号については5割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を24万5,000円から26万円に引き上げるもので、同項第3号については、2割軽減の対象となる軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円から47万円に引き上げるものです。

施行及び適用は、改正項目1番と同じであります。

議案の14ページをお開きください。

附則につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきますが、附則第3項、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正で、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年標茶町条例第25号）の一部を改正するもので、議案説明資料の16ページ、報告第4号資料②の新旧対照表をご覧ください。

改正附則を改めるもので、施行期日にただし書きを加え、附則第14項の改正規定中（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）部分を平成28年1月1日から施行することに改めるものです。

以上で、報告第4号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

◎報告第5号

○議長（館田賢治君） 日程第15、報告第5号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

保健福祉課長・佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君）（登壇） 報告第5号の内容について、ご説明いたします。

この度の手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、乳がん及び子宮がん検診に係る部分でございます。

平成27年度から開始される予定の事業について、国の予算成立が遅れたため、事業決定が遅くなっておりましたが、4月9日付けで新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として平成27年4月1日から適応するとの通知があったことに伴い、検診事務処理上手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたことから、3月31日付けで専決処分をしたものであります。

改正内容につきましては、標茶町では平成21年度から乳がん子宮がん検診の受診率向上させる目的で、補助事業を活用し無料クーポン券を配布し、受診喚起を行っており、昨年度は平成26年度の特例として、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業に取り組み、未受診者への受診の働きかけを行ってまいりました。

引き続き新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を活用し未受診者について無料クーポンを配布できるよう平成27年度の特例を設定するため改正を行ったものであります。

以下内容についてご説明いたします。

議案書16ページ、議案説明資料17ページをお開きください。

報告第5号。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次ページをご覧ください。

専決処分書（写）。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする。

平成27年3月31日

次ページをお開きください。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例（平成26年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正するものです。

附則第3項の前の見出し中「（平成26年度を）」「（平成27年度）」に改め、同項中「昭和48年4月2日から平成4年4月1日生まれの者のうち平成21年度以降未受診の」を「昭和52年4月2日から平成5年4月1日生まれの者のうち平成22年度以降未受診の」に改める。

これにつきましては、最初の見出しの部分につきましてでありまして、附則第3項及び附則第4項に係るものでございますが、平成26年度の特例とあるのを、平成27年度の特例に改正するものであります。

次に、附則第3項の改正であります。第3項は手数料徴収条例の中で総合住民検診の子宮がん検診に係る部分でございまして、通常は20歳以上1,000円となっておりますが、特例として当該年度の前年度において20歳以上に達した者、昭和52年4月2日から平成5年4月1日生まれの者のうち平成22年度以降未受診の者は0円とするものです。

続きまして、附則第4項中「昭和28年4月2日から昭和47年4月1日生まれの者のうち平成21年度以降未受診の」を「昭和32年4月2日から昭和48年4月1日生まれの者のうち平成22年度以降未受診の」に改める。

これにつきましては、附則第4項の改正であります。第4項は乳がん検診に係る部分で、通常は40歳以上2,000円となっておりますが、特例として当該年度の前年度において40歳に達した者及び昭和32年4月2日から昭和48年4月1日生まれの者のうち平成22年度以降未受診の者は0円とするものです。

いずれも女性特有のがんであります子宮がん乳がんについて、がん検診の習慣化及び早期発見、早期治療に結びつけることを目的として事業を行うものであります。

最後に附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で報告第5号の内容について説明を終わらせていただきます。

○議長（館田賢治君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第5号は承認されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時02分

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から急施事件として、議案第44号、議案第45号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号、議案第45号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議案第44号

○議長（館田賢治君） 議案第44号を議題といたします。

本案について、提案内容の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年5月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下内容についてご説明申し上げます。

議案第44号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町旭2丁目11番2号、氏名は吉田武、生年月日は昭和25年3月16日であります。

吉田氏の経歴につきましては、資料により省略させていただきますが、長年商工会事

務局長として勤務し、また国保運営協議会会長、病院運営委員会委員長の経験など、見識の高い方です。ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第44号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案同意されました。

◎議案第45号

○議長（館田賢治君） 議案第45号を議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので7番・川村君の退席を求めます。

（7番・川村君、退席する。）

○議長（館田賢治君） 本案について、提案内容の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第45号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出する監査委員の選任についてであります。経歴については割愛させていただきますが、住所は川上郡標茶町桜6丁目2番地、氏名は川村多美男さん。生年月日は昭和24年9月16日であります。川村さんの人格は、高潔にして豊富な経験に基づく高い識見をもって、適正な行政事務の執行にお力添えをいただきたく、皆さまにご同意方お願いを申し上げます。

以上で議案第45号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（館田賢治君） 本案の審議に入ります。

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

採決は起立により行います。

本案について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（館田賢治君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案同意されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

（7番・川村君着席する）

再開 午後 3時08分

◎日程の追加

○議長（館田賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど設置されました議会運営委員会委員長から閉会中継続調査の申し出がありました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続調査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（館田賢治君） 閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（館田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（館田賢治君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（館田賢治君） 以上で、平成27年標茶町議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 3時10分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

臨 時 議 長 黒 沼 俊 幸

署名議員 6 番 松 下 哲 也

署名議員 8 番 渡 邊 定 之

署名議員 3 番 熊 谷 善 行